

北海道選挙管理委員会告示第16号

平成31年3月20日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成31年3月21日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	91,071
3分の1の数	669,192

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,091	根室市	7,442
札幌市北区	80,446	千歳市	26,895
札幌市東区	74,295	滝川市	11,689
札幌市白石区	61,256	登別市	13,950
札幌市厚別区	36,839	恵庭市	19,525
札幌市豊平区	64,109	伊達市	9,871
札幌市清田区	31,858	北広島市	16,622
札幌市南区	39,863	北斗市	13,010
札幌市西区	61,482	空知地域	44,435
札幌市手稲区	40,103	石狩地域	22,059
函館市	75,410	後志地域	25,913
小樽市	34,392	胆振地域	15,495
旭川市	96,922	日高地域	18,960
室蘭市	24,524	渡島地域	25,988
釧路市	49,041	檜山地域	10,643
帯広市	47,473	上川地域	37,185
北見市	33,844	留萌地域	13,342
岩見沢市	23,707	宗谷地域	8,406
網走市	10,171	オホーツク東地域	17,221
苫小牧市	48,290	オホーツク西地域	19,478
稚内市	9,763	十勝地域	48,731
美唄市	6,456	釧路地域	17,257
江別市	34,006	根室地域	13,510
名寄市	7,894		

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,631
	3分の1の数	127,171
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	11,006
	3分の1の数	158,383
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	11,008
	3分の1の数	158,393
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,843
	3分の1の数	80,713